

北海道教育委員会と地方独立行政法人北海道立総合研究機構との連携に関する協定書

北海道教育委員会と地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「両者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が連携協力を行うことにより、北海道の教育及び北海道立総合研究機構の研究の充実、発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- （1） 学校教育・研究への支援活動に関すること
- （2） 人材交流・人材育成に関すること
- （3） 施設・設備の相互利用に関すること
- （4） 広報活動に関すること
- （5） その他両者で合意された事項

（連絡会議）

第3条 前条に定める事項を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じ、両者が協議するための場として連絡会議を開催することができる。

（知的財産の取扱い）

第4条 この協定に基づく連携・協力事項の実施により生じた知的財産権等については、その帰属や管理、維持並びに活用に関し、両者が協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第5条 両者は、この協定に基づく連携・協力事項の実施を通じて、お互いが知りえた公知ではない研究情報等については、第三者に開示し、または漏洩しないものとする。

（費用）

第6条 両者は、第2条に定める事項の実施に当たり、両者が共同で実施する事項については、相互の施設・設備の使用料を徴収しないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（補足）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合、両者は協議してその解決を図るものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両者が署名の上、各1通を保有する。

令和3年（2021年）7月7日

北海道教育委員会教育長

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長

倉本博史

田中義克